

# 路面復旧における表層の復旧範囲について

項 目		概 略 図
基本項目	復旧範囲は掘削部分に影響部分を加えた範囲とする。  復旧幅 = $B + 2W$	<p>W (影響部分) = T (掘削深) × K                      アスファルト舗装の場合 K=1.0                      コンクリート舗装の場合 K=1.4</p>
ケース 1	舗装幅員が2m以下の場合、全幅復旧とする。	<p>2.0m以下</p>
ケース 2	2車線以上の場合、掘削部分に影響部分を加えた範囲を含む車線単位毎の復旧を原則とする。ただし、路面の状況・交通量・掘削位置等の条件により、ケース3を適用することができる。〔協議事項〕 (注) 抹消したラインは復旧すること。	<p>センターライン又は車線ライン</p>
ケース 3	影響部分の外側から舗装の熱線線までが1.2m未満の場合は、熱線線まで復旧する。 ※熱線線とは、舗装熱線線、既存カッターライン	<p>1.2m未満 W W 1.2m以上</p>
ケース 4	復旧幅が1m未満の場合、復旧幅を1mとする。	<p>1.0m</p>
ケース 5	複数の掘削箇所が連続する場合で同時施工の時、復旧範囲の間隔が3m未満の場合はその部分も含んで復旧範囲とする。	<p>3m未満</p>
ケース 6	コンクリート舗装で復旧範囲が伸縮目地まで1.8m未満の場合、目地で囲まれた範囲を復旧範囲とする。	<p>1.8m未満 伸縮目地</p>